Ⅱ　人事委員会の業務の状況

１　職員の競争試験及び選考の状況

（１）　採用試験の実施状況

○　採用試験

任命権者が職員を採用する場合，人事委員会を置く地方公共団体においては，原則として競争試験によるものとされています（地方公務員法第17条の２第１項）。

本委員会が，この規定に基づき令和７年度に実施した職員採用試験の概要及び状況は，次のとおりです（任命権者に委任しているものを除きます。）。

令和７年度　職員採用試験実施概要

試験の種類	公　告	申込期間	第一次試験日	第二次試験日	最　終合格発表	受験資格
大学卒程度・早期枠	3月3日	3月3日～3月24日	SPI３総合適性検査 4月１日～4月21日	5月12日～5月16日	6月２日	次のいずれかに該当する人 ①平成２年４月２日から平成16年４月１日までに生まれた人 ②平成16年４月２日以降に生まれた人で，大学卒業（見込）の人又は人事委員会がこれらに準ずると認める人
大学卒程度	4月17日	4月17日～5月15日	筆記試験 6月15日	論文等 7月12日 (事務のみ) 集団面接 7月７日～7月８日 個人面接 7月29日～8月13日	8月27日	次のいずれかに該当する人 ①平成２年４月２日から平成16年４月１日までに生まれた人 ②平成16年４月２日以降に生まれた人で，大学卒業（見込）の人又は人事委員会がこれらに準ずると認める人 ※福祉区分については，P21「福祉区分の受験資格」のいずれかに該当する人 ※衛生区分については，食品衛生監視員の任用資格取得（見込）の人
社会人経験者			筆記試験 6月15日 面接試験 7月19日～7月20日	面　接 8月16日～8月18日		昭和39年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた人で，直近７年中に４年以上の職務経験（試験区分が技術系の場合は，P21「社会人経験者（技術系）の職務経験」のいずれかの経験）を有する人

試験の種類	公　告	申込期間	第一次試験日	第二次試験日	最　終合格発表	受 験 資 格
獣　医　師	4月17日	4月17日 ～ 5月15日	筆記試験 6月15日	論文等 7月12日 面　接 8月14日	8月27日	昭和39年４月２日以降に生まれた人で，獣医師免許取得（見込）の人
心　　理			筆記試験 6月15日	論文等 7月12日 面　接 8月13日		平成２年４月２日以降に生まれた人で，大学において心理学を専攻して卒業（見込）の人又は人事委員会がこれらに準ずると認める人
保　健　師			筆記試験 6月15日	論文等 7月12日 面　接 8月４日 ～ 8月５日		平成２年４月２日以降に生まれた人で，保健師免許取得（見込）の人
消　防　士 （大学の部）			筆記試験 6月15日 面接試験 7月３日 ～ 7月４日	論文等 体力検査 7月24日 面　接 8月13日 ～ 8月15日		平成８年４月２日以降に生まれた人で，次のいずれかに該当する人 ①大学卒業（見込）の人 ②高度専門士の称号を取得（見込）の人 ③人事委員会が①又は②に準ずると認める人
文化財主事 （６月）			筆記試験 6月15日	論文等 7月12日 面　接 8月14日		平成２年４月２日以降に生まれた人で，次のいずれかに該当する人 ①大学において考古学を専攻して卒業（見込）の人で発掘調査経験を有する人 ②大学において歴史学を専攻して卒業（見込）の人で発掘調査経験を有する人 ③人事委員会が①又は②に準ずると認める人

<table>
<tr><th>試験の種類</th><th>公　告</th><th>申込期間</th><th>第一次
試験日</th><th>第二次
試験日</th><th>最　終
合格発表</th><th>受 験 資 格</th></tr>
<tr><td>文化財主事
（１月）</td><td>12 月 １ 日</td><td>12月１日
～
12月22日</td><td>筆記試験
及び
適性検査
１月 17 日</td><td>論文及び
面　接
２月10日</td><td>２月19日</td><td>平成２年４月２日以降に生まれた人で，次のいずれかに該当する人
①大学において考古学を専攻して卒業（見込）の人で発掘調査経験を有する人
②大学において歴史学を専攻して卒業（見込）の人で発掘調査経験を有する人
③人事委員会が①又は②に準ずると認める人</td></tr>
<tr><td>短大卒程度</td><td rowspan="7">７月17日</td><td rowspan="7">７月17日
～
８月19日</td><td rowspan="7">筆記試験
９月28日</td><td rowspan="7">論作文等
10月17日

面　接
11月５日
～
11月14日</td><td rowspan="7">12月１日</td><td>平成８年４月２日から平成18年４月１日までに生まれた人</td></tr>
<tr><td>高校卒程度</td><td>平成14年４月２日から平成20年４月１日までに生まれた短期大学又は高等専門学校卒業以下の人
技術系の試験区分については，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，短期大学等で関連する課程，学科を専攻して卒業・修了（見込）の人</td></tr>
<tr><td>保　育　士</td><td>平成８年４月２日以降に生まれた人で，保育士登録を受ける（見込）人（国家戦略特別区域限定保育士として仙台市で登録を受ける（見込）人を含む）</td></tr>
<tr><td>栄　養　士</td><td>平成８年４月２日以降に生まれた人で，栄養士もしくは管理栄養士免許取得（見込）の人</td></tr>
<tr><td>歯科衛生士</td><td>平成２年４月２日以降に生まれた人で，歯科衛生士免許取得（見込）の人</td></tr>
<tr><td>動物飼育員</td><td>平成２年４月２日から平成20年４月１日までに生まれた人で，次のいずれかに該当する人
①大学，高等専門学校，専修学校等において，動物に関連する課程・学科を専攻して卒業・修了（見込）の人
②動物園又は水族館において２年以上の飼育業務の職務経験を有する人
③人事委員会が①又は②に準ずると認める人</td></tr>
</table>

試験の種類	公　告	申込期間	第一次試験日	第二次試験日	最　終合格発表	受 験 資 格
消　防　士（高校の部）	7月17日	7月17日〜8月19日	筆記試験 9月28日	作文等体力検査 10月21日 面　接 11月13日〜11月17日	12月１日	平成12年４月２日から平成20年４月１日までに生まれた短期大学又は高等専門学校卒業（見込）以下の人

※福祉区分の受験資格

次のいずれかに該当する人

①社会福祉士の資格取得（見込）の人

②大学において社会福祉に関する科目のうち人事委員会が定める３種類以上の科目を履修して卒業（見込）の人

③社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき指定された社会福祉主事の養成機関の課程を修了（見込）の人

④人事委員会が①から③までに準ずると認める人

※社会人経験者（技術系）の職務経験

試験区分ごとに次のいずれかの職務経験を有する人

◇情報区分
①ＩＴプロジェクト管理
②ＩＴ技術者
③ＩＴコンサルタント
④ＷＥＢサービス制作等情報に関連した業務
⑤上記①，②以外の職務経験及び独立行政法人情報処理推進機構が実施する基本情報技術者試験（レベル２）以上の試験又はそれと同等以上の試験に合格していること

◇土木区分
①土木工事の設計又は施工管理
②市街地開発事業その他の都市計画に関する土木に係る計画業務

◇建築区分
①建築一式工事（木造，鉄骨造，鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築物に係るものに限る。）の設計又は施工管理
②市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務
③建築物の確認又は検査
④上記①〜③以外の職務経験及び一級建築士の資格

◇機械区分
①施設等(＊)の機械設備工事の設計又は施工管理
②施設等(＊)の機械設備の運転・監視又は維持管理

◇電気区分
①施設等(＊)の電気設備工事の設計又は施工管理
②施設等(＊)の電気設備の運転・監視又は維持管理
③上記①，②以外の職務経験及び第一種又は第二種の電気主任技術者の資格
＊戸建て住宅等の小規模なものを除きます。

（試験の方法・内容）

試験	試験の方法		内　　容
第一次	SPI3 総合適性検査	能力検査 (大学卒程度・早期枠のみ)	公務員として必要な一般的な知的能力についての多肢選択式の検査
		性格検査 (大学卒程度・早期枠のみ)	性格適性又は職務適性についての心理学的検査
	筆記試験	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての五肢択一式の筆記試験
		専門試験	各試験区分に応じて必要な専門的な知識，技術等の能力についての五肢択一式又は記述式の筆記試験
		論述試験 (社会人経験者のみ)	課題に対する分析力，判断力，提案力，表現力等の能力についての記述式の筆記試験
	面接試験	集団面接 (消防士(大学の部)のみ)	公務員としての適格性（社会人経験者にあってはこれに加え職務経験の有用性等）についての人物評定試験
		個別面接 (社会人経験者のみ)	
第二次	論(作)文試験		課題に対する理解力，判断力，表現力等の能力についての記述式の筆記試験
	集団面接試験 (大学卒程度(事務)のみ)		公務員としての適格性についての集団面接による人物評定試験
	個別面接試験		公務員としての適格性（社会人経験者にあってはこれに加え職務経験の有用性等）についての個別面接による人物評定試験
	適性検査		性格適性及び職務適性についての心理学的検査
	身体検査 (消防士のみ)		健康状態についての医学的検査
	体力検査 (消防士のみ)		職務遂行に必要な体力についての検査

※試験の種類・試験区分により，実施しない試験の方法もあります。第二次試験は，第一次試験の合格者に対して行います。

令和７年度　職員採用試験実施状況

試験の種類・試験区分		採用予定人員	申込者（人）	受験者（人）	一次合格者（人）	最終合格者（人）	倍率（倍）
大卒・早期枠	土木	５名程度	39	38	17	11	3.5
	建築	若干名	31	28	15	5	5.6
	機械	若干名	15	15	10	5	3.0
	電気	若干名	21	21	11	7	3.0
	小計		106	102	53	28	3.6
大学卒程度	事務	90名程度	561	420	189	100	4.2
	福祉	15名程度	66	58	47	23	2.5
	衛生	５名程度	13	12	12	6	2.0
	土木	15名程度	35	27	18	12	2.3
	建築	５名程度	9	8	7	5	1.6
	機械	５名程度	3	3	3	3	1.0
	電気	５名程度	5	5	3	2	2.5
	化学	５名程度	4	4	4	2	2.0
	造園	若干名	2	2	1	-	-
	小計		698	539	284	153	3.5
社会人経験者	事務	50名程度	605	516	73	44	11.7
	情報	５名程度	22	17	12	5	3.4
	土木	10名程度	28	22	17	13	1.7
	建築	５名程度	3	3	3	2	1.5
	機械	５名程度	14	12	11	6	2.0
	電気	５名程度	6	5	2	2	2.5
	小計		678	575	118	72	8.0
獣医師		５名程度	8	7	7	4	1.8
心理		５名程度	24	15	14	8	1.9
保健師		15名程度	54	51	33	15	3.4
文化財主事（６月）		若干名	3	3	2	2	1.5
文化財主事（１月）		１名程度	4	4	3	2	2.0
短大卒	学校事務	７名程度	102	70	29	7	10.0

試験の種類・試験区分		採用予定人員	申込者（人）	受験者（人）	一次合格者（人）	最終合格者（人）	倍率（倍）
高校卒程度	事務	30名程度	180	154	63	33	4.7
	学校事務	若干名	9	9	6	2	4.5
	土木	５名程度	8	8	8	5	1.6
	建築	若干名	3	3	2	0	-
	機械	５名程度	5	5	4	3	1.7
	電気	５名程度	4	4	4	4	1.0
	小計		209	183	87	47	3.9
保育士		35名程度	110	95	58	41	2.3
栄養士		５名程度	48	42	14	5	8.4
歯科衛生士		若干名	8	7	6	2	3.5
動物飼育員		５名程度	67	61	10	3	20.3
消防士（大学の部）		35名程度	132	120	52	31	3.9
消防士（高校の部）		15名程度	174	157	45	23	6.8

（２） 採用選考の実施状況

任命権者が職員を採用することについて，人事委員会規則で定める場合には，選考によることを妨げないこととされています（地方公務員法第17条の２第１項ただし書）。

この規定に基づき，本委員会が令和７年度に実施した職員採用選考は，次のとおりです（任命権者に委任しているものを除きます。）。

①職員採用選考の実施状況

（　　）内は人員

職名等	局長（1），科部長（1），主任（1），医師（1），理学療法士（1）

②障害者を対象とした職員採用選考の実施状況

職名	職種	採用予定人員	申込者（人）	受験者（人）	一次合格者（人）	最終合格者（人）	倍率（倍）
主事	事務	若干名	65	54	36	3	18.0
	学校事務	若干名	49	40	26	1	40.0

※この選考は，昭和56年度から毎年度競争的選考により実施しています。

※令和元年度から，身体障害者のほか精神障害者と知的障害者も対象としています。

※人数は，第２志望を含んでいます。

※令和７年６月１日現在での仙台市の障害者雇用率は，2.62％です。

（３） 昇任試験の実施状況

ア　昇任試験

令和７年度における昇任試験の実施状況は，次のとおりです。

試験の種類		申込者（人）	受験者（人）	一次合格者（人）	最終合格者（人）	倍率（倍）
係長職昇任試験※		842	765	158	119	6.4
	事務系	356	327	102	81	4.0
	土木系	194	167	20	14	11.9
	建築系	52	48	10	6	8.0
	機械・電気系	183	169	14	10	16.9
	衛生・化学系	57	54	12	8	6.8
消防司令昇任試験		149	144	28	14	10.3
消防司令補昇任試験		134	133	31	20	6.7
消防士長昇任試験		217	213	33	21	10.1

※数値は全て第一次試験免除決定者を含みます。

※係長職昇任試験以外については，任命権者に委任しています。

イ　係長職能力認定検定

人事交流等により，国の機関の職員となるため本市を退職し，かつ，引き続き国の機関の職員として在職している者について，本市の係長職としての能力の有無を判定することを目的に，平成20年度から実施しています。

令和７年度は受験有資格者がいなかったため，実施していません。

（４） 昇任選考の実施状況

令和７年度における昇任選考の結果は，下表のとおりです。なお，人事委員会で実施するもの以外については，すべて任命権者に委任しています。

職制上の段階	委任による昇任（人）	人事委員会における昇任（人）
局長職	7	－
次部長職	38	－
課長職	90	－
係長職	42	－
主任職	245	－

２　給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は，人事評価，給与，勤務時間その他の勤務条件，研修，厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い，その成果を市議会若しくは市長又は任命権者に提出する権限（地方公務員法第８条）並びに給与，勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について市議会及び市長に勧告する権限（同条，第 14 条）を有しています。

また，人事委員会は，毎年少なくとも１回，給料表が適当であるかどうかについて市議会及び市長に同時に報告することとされ(地方公務員法第 26 条前段),給与を決定する諸条件の変化により，給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは，あわせて勧告をすることができます（同条後段)。

本委員会は，これらの規定に基づき，令和７年 10 月に，市議会及び市長に対し，次のとおり職員の給与等についての報告及び勧告を行いました。

（１） 公民給与の比較方法の見直し

国における見直しを踏まえ，令和７年から月例給・特別給ともに公民給与の比較対象となる企業規模を従来の「50 人以上」から「100 人以上」に変更しました。

（２） 職員給与と民間給与の比較

「職員給与実態調査」―令和７年４月１日に在職する職員のうち，給料表適用職員 11,249 人（うち行政職給料表適用職員は 5,556 人）を対象として，給与実態調査を実施しました。

「職種別民間給与実態調査」―企業規模 50 人以上で，かつ，事業所規模 50 人以上の市内民間事業所から 157 事業所を層化無作為抽出し，公務に類似すると認められる職務に従事する者等 6,715 人の令和７年４月分の個人別給与月額等の調査を実施しました。

ア　月例給

令和７年４月分の行政職給料表適用職員及び民間の常勤従業員の月例給について，職種，役職段階，年齢等の給与決定要素が同じ者を比較したところ，民間の給与が職員の給与を１人当たり 11,633 円（3.04％）上回っていることが判明しました。

民　　間(a)	職　　員(b)	較　　差(a-b)
393,713 円	382,080 円	11,633 円（3.04％）

（参考）令和６年の較差　10,083 円（2.70％）

※令和７年の比較対象となった職員の平均年齢は 40.8 歳です。なお，新規学卒者等は比較対象に含まれていません。

※較差（％）は，(a-b)/b により算出しています。

※公民給与の比較方法の見直しを行わなかった場合の較差は 10,313 円（2.70%）です。

イ　特別給（期末・勤勉手当）

令和６年８月から令和７年７月までの１年間の民間の特別給（ボーナス）の平均所定内給与月額に対する支給割合を算定したところ，4.64 月分となっており，職員の期末手当及び勤勉手当の年

間支給月数を上回っていることが判明しました。

※一般の職員の支給月数　4.60 月（期末手当 2.50 月，勤勉手当 2.10 月）

※公民給与の比較方法の見直しを行わなかった場合の支給割合も 4.64 月分です。

（３） 給与改定の内容等

ア　月例給

㋐　行政職給料表

○初任給は，民間における初任給の動向や，人材確保が喫緊の課題であること等を勘案

・大学卒程度を7,000円引上げ（225,000円→232,000円）

（地域手当の引上げ分を含めると，12,060円引上げ（238,500円→250,560円））

・高校卒程度を7,900円引上げ（188,500円→196,400円）

（地域手当の引上げ分を含めると，12,302円引上げ（199,810円→212,112円））

※その他の給料表についても，行政職給料表との均衡を基本として引上げ改定

㋑　地域手当

○給与制度のアップデートの一環として，国家公務員における地域手当の支給割合に準じて引上げ（６％→８％）

＜改定の内訳(行政職)　公民較差3.04％　11,633円＞

給料 4,246 円　地域手当（はね返り分）340 円　地域手当（引上げ分）7,047 円

㋒　初任給調整手当

○医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について，医療職給料表（一）の改定状況を勘案し，限度額を引上げ改定（221,700円→228,400円）

イ　特別給（期末・勤勉手当）

民間の支給割合との均衡を図るため，0.05 月分引上げ（4.60 月→4.65 月）。民間の特別給の支給状況等を踏まえ，引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分

ウ　実施時期

給料表，地域手当及び初任給調整手当については令和７年４月１日

期末・勤勉手当については令和７年12月１日

（令和８年度以降の分については令和８年４月１日）

（４） 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

ア　基本的な考え方

○本市の有する人事管理上の課題へ対応するため，給与制度面における整備を行う必要

○国等における措置を考慮し，以下のとおり給与制度のアップデートを実施することが適当

①若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定（令和６年勧告で先行実施）

②職務や職責をより重視した給料体系等の整備

③能力・実績をより適切に反映した特別給の決定
④地域における民間給与水準の反映
⑤採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応
⑥その他環境の変化への対応

イ　措置すべき事項

(ｱ)　給料表及び昇給制度

○次部長職及び局長職（行政職給料表７級及び８級）について
・各級の初号の給料月額を引き上げつつ，上下の隣接する職務の級間での重なりを解消
・昇格メリット（昇格に伴う給料月額の増加額）を拡大
・能力・実績をより適切に反映できる昇給制度への見直し
※消防職給料表及び医療職給料表（一）についても，行政職給料表との均衡を基本とした見直し

(ｲ)　地域手当

○本市域に勤務する国家公務員に準じて支給割合を引上げ（６％→８％）
○人事委員会規則で定める地域（東京都特別区等）に在勤する職員に対する支給割合を，国家公務員に準じた支給割合に見直し

(ｳ)　その他の月例手当等

○扶養手当
配偶者に係る扶養手当を廃止し，子に係る手当額を引上げ（10,000 円→13,000 円）
○通勤手当及び単身赴任手当
・育児，介護のやむを得ない事情を有する職員のうち，新幹線等の利用により通勤時間が一定程度短縮される場合の通勤手当の支給限度額を引上げ
（１か月当たり 55,000 円→150,000 円）
・採用に伴い支給要件を満たした職員に対し，単身赴任手当を支給
○管理職員特別勤務手当
平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大（午前０時～午前５時→午後 10 時～午前５時）

(ｴ)　勤勉手当

勤勉手当の成績率の上限を，勤勉手当標準支給割合の３倍に引上げ

(ｵ)　特定任期付職員の給与制度

○適用する給料表を新設
○期末手当及び勤勉手当を支給する構成に改め，特定任期付職員業績手当を廃止

(ｶ)　定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員等に対し，住居手当，単身赴任手当，へき地手当（同手当に準ずる手当を含む。）及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する特例措置による地域手当を新たに支給

ウ　実施時期等

(ｱ)　実施時期

○前記イ(ｲ)の地域手当のうち，支給割合が引上げとなる措置については令和７年４月１

日

○その他の措置については令和８年４月１日

(ｲ)　経過措置

扶養手当については２年をかけて段階的に実施

（５） 教師の処遇改善

ア　教職調整額

給料月額の４％→10％に引上げ（幼稚園の教育職員を除く）

イ　管理職員の処遇改善

教職調整額の対象とならない校長，副校長及び教頭の本給を改善

ウ　義務教育等教員特別手当

学級担任業務の困難性その他の事情を考慮したものへ見直し

エ　主務教諭の職の新設

教育委員会において，学校における実情を踏まえながら検討を行う必要

オ　実施時期等

(ｱ)　実施時期

令和８年１月１日

(ｲ)　経過措置

教職調整額の引上げについては毎年１％ずつ段階的に実施

（６） その他（人事管理，その他勤務条件に関する報告事項）

ア　適正な人事管理の推進

(ｱ)　人材の確保

○本市における職員採用試験の受験者数は依然として減少傾向

○技術系４職種において，「大学卒程度・早期枠試験」を本年度新たに実施。引き続き，多様な試験制度の在り方について検討を進めていく必要

○職員採用ホームページのリニューアルや YouTube における広告掲出，転職情報サイトにおける情報発信等，時代に即した効果的な採用広報に積極的に取り組む

○任命権者と連携し，職種それぞれのやりがいや魅力を細やかに発信

(ｲ)　人材の育成

○本市が将来にわたり質の高い行政サービスを提供していくため，組織を支える人材へ目を向けた取組が重要

○職員一人ひとりの多様性が尊重され，そのパフォーマンスを最大限発揮できる環境づくりを進め，働く職場として選ばれ，持続可能な組織の構築へつなげていく必要

○若年層職員の退職者数が増加傾向にあるため，人材の定着について課題意識を持った取組が必要

イ　働きやすい環境づくり

(ｱ)　超過勤務の縮減

○本市の職員一人当たりの超過勤務時間数は，他の指定都市と比べ高い水準に留まっており，年間 720 時間を超える超過勤務を行った職員も，依然として少なくない状況
○超過勤務が多い部署や職員が偏在化し，常態化している状況は，職員の健康状態の悪化や公務能率の低下，人材の流出につながるとともに，有事の際の行政運営にも影響を及ぼしかねないことから，早急な改善が必要
○デジタル技術の活用等により，引き続き業務の効率化を進めるとともに，事務事業の精選や廃止による絶対的な業務量の削減，適正な人員配置による業務量の平準化等によって，超過勤務を前提とした働き方を改め，縮減に向けた取組を一層推進する必要
○特に，月 100 時間や平均月 80 時間を超える超過勤務は，脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされており，早急な解消が必要

(ｲ)　教職員の多忙化解消

○教育委員会は，働きがいがあり，働きやすい環境を整えるため，各学校と連携の下，時間外在校等時間の縮減目標を達成するための実効性ある取組により，教職員の働き方改革を推進していく必要
○時間外在校等時間の縮減に当たっては，週休日・休日，休憩時間中における業務や持ち帰りによる業務の実態についても，的確に把握することが前提。教育委員会において，実態把握のための確実な取組が必要

(ｳ)　多様で柔軟な働き方の推進

○様々な事情を抱える職員が，やりがいを持って生き生きと働くため，多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを進めることが重要
○職場全体での業務調整や代替職員の適切な配置など，職員が安心して育児休業等の制度を利用できる体制づくりに取り組んでいく必要
○フレックスタイム制やテレワークは育児や介護等，個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方の推進に資するため，効果的なものとなるよう検討が進められることを期待
○障害を有する職員の活躍推進に向け，職員一人ひとりの障害の特性に応じた支援を行いながら，その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていく必要

(ｴ)　職員の健康管理

○心身の健康の保持増進は，職員が自己の能力を十分に発揮し，意欲を持って業務に従事するために不可欠なものであり，公務能率の維持・向上を図る観点からも重要
○勤務間インターバル制度について，試行実施における課題把握や効果検証を適切に行い，本市の実情に即した制度設計を行うとともに，インターバルの確保が難しい部署の人員体制や業務量等の見直しを行う必要
○カスタマーハラスメントについて，本市における実態を踏まえつつ，他の地方公共団体や民間企業の先行事例も参考とし，有効な対策が講じられることに期待
○産業医・保健スタッフ等が連携し，メンタルヘルス対策を一層推進していくとともに，長時間労働やハラスメント等，心身の不調を発生させる要因に対し，様々な観点から対策を講じていく必要

ウ　市民からの信頼の確保

○コンプライアンス意識のさらなる浸透を図るとともに，業務の見直しや適正な組織・人員体制の確保も含めた実効性のある取組により，正確な行政事務の執行を徹底していく必要

○飲酒運転など，懲戒処分に至る非違行為が発生している状況に鑑み，職員が高い使命感と倫理観を持って業務に当たり，全庁を挙げて市民からの信頼の回復に取り組む必要

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は，給与，勤務時間その他の勤務条件に関し，人事委員会に対して，地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます（地方公務員法第 46 条)。

この措置要求制度は，団体交渉権及び争議権が制限されている職員の勤務条件を確保するための代償措置です。

これまでの取扱件数は，27 件（うち令和７年度１件）です。

４　不利益処分に関する審査請求の状況

任命権者により懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は，人事委員会に対してのみ審査請求をすることができます（地方公務員法第 49 条の２)。

この審査請求制度は，任命権者により行われた職員に対する違法又は不当な権利侵害を，公平・中立な第三者機関である人事委員会に救済させ，もって公務の民主的かつ能率的な運営を確保しようとするものです。

これまでの取扱件数は，32 件（再審請求２件を含む。）（うち令和７年度０件）です。